

保保所地発第 2906 号

平成16年 3月17日

特定非営利法人
化学物質過敏症支援センター
理事長 横田克己 様

さいたま市 市長 相川 宗



保健所についての要望書に関する回答について

1月19日付け「保健所についての要望書」について別添のとおり回答します。

担当 地域保健課 山崎、大濱
電話 048-648-2196
環境衛生課 井上、岩永
電話 048-648-2185

保健所についての要望書の回答

衛生行政の推進につきましては、日ごろより御協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、化学物質過敏症、シックハウス症候群については、市保健所としても関連情報の収集に努めるとともに、職員を専門研修に派遣し、理解を深めるように努めております。

現在、保健所では化学物質過敏症、シックハウス症候群等の発症者について、具体的に把握するような制度はなく、患者数等を把握しておりません。

当所のシックハウス対策としては、市民の方の健康被害の相談を実施しており、必要に応じてホルムアルデヒド等の測定を行っております。

また、さいたま市健康フェアや講習会の実施等により市民への啓発活動を実施しており、今後も保健所のホームページ等による情報提供を行ってまいります。

学校における環境衛生につきましては、教育委員会によると「学校環境衛生の基準」に基づき適正に管理しているところですが、平成14年2月の改定により、ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の検査が加わり、現在計画的に実施しているところです。

また、学校施設の改築・改修にあたっては、改正建築基準法に基づき実施しております。

今後とも、関係機関と連携を図りながら、シックハウス症候群問題や化学物質過敏症の児童生徒への対応を進めていきたいと考えます。

公共施設の禁煙化につきましては、平成14年3月に策定した「さいたま市ヘルスプラン21」に基づき、公共施設の完全分煙化を推進するとともに、すべての市立小中高等学校においては、平成16年9月から敷地内禁煙を完全実施する予定です。

また、殺虫剤等の農薬に関しましては、保健所は農政課及び農協等と連携をはかりながら、適切な農薬使用についての指導を行っており、公報及びパンフレットを利用して市民及び関係者の啓発に努めております。

野焼きにつきましては、環境対策課によると埼玉県生活環境保全条例で原則禁止とされておりますので、指導を行うとともに、市報等機会をとらえて市民・事業者への野焼き禁止の周知に努めております。

さいたま市が実施する健康診断（がん検診も含む）については、市民の方がかかりつけ医療機関で受診できるよう、すべて医療機関委託による個別健診を実施しております。

今後とも、さいたま市保健所として教育委員会、環境担当部局等の関係部局、医師会、医療機関等と連携のもと、化学物質過敏症、シックハウス症候群の対策を推進してまいります。